

目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄(下線部分)をクリックすると、
該当ページまで移動します。

出席委員	2
臨時委員長の選任	4
決算審査特別委員長の選挙	4
決算審査特別委員会の副委員長の選挙	5
財務課の決算審査	6
税務課の決算審査	17
収納対策室の決算審査	20
総括質疑及び現地調査箇所の選定	25

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場
合があります。

令和元年9月決算審査特別委員会（9月19日木曜日分）

令和元年 利府町議会決算審査特別委員会会議録（第1号）

令和元年9月19日（木曜日）

出席議員（1名）

議長 吉岡伸二郎 君

出席委員（17名）

委員長 伊勢英昭 君

副委員長 鈴木忠美 君

委員 今野隆之 君

渡邊博恵 君

鈴木晴子 君

西澤文久 君

伊藤 司 君

坂本義也 君

安田知己 君

木村範雄 君

土村秀俊 君

高久時男 君

及川智善 君

永野 涉 君

遠藤紀子 君

渡辺幹雄 君

羽川喜富 君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

副町長

櫻井やえ子 君

会計管理者兼会計室長

櫻井浩明 君

財務課

課長

後藤 仁 君

財政経営班長

藤岡章夫 君

財政経営班主任主査

鈴木崇裕 君

管財契約班長

星 浩幸 君

管財契約班主幹

加藤兼征 君

令和元年9月決算審査特別委員会（9月19日木曜日分）

管財契約班主幹	大和田 浩 史 君
税務課	
課 長	折 笠 ゆき江 君
町民税務班長 兼固定資産税班長	大 谷 浩 貴 君
町民税班主幹	加 藤 典 子 君
町民税班主事	山 田 真 美 君
固定資産税班主任主査	伊 藤 めぐみ 君
固定資産税班主査	太 田 博 昭 君
収納対策室	
室長兼収納整理班長	鈴 木 久仁子 君
収納整理班主査	蜂 屋 雄 輔 君
収納整理班主事	鎌 田 将 吾 君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	菅 井 百合子 君
主 幹	土 屋 俊 介 君
主 任 主 査	利 玲 子 君

令和元年9月決算審査特別委員会（9月19日木曜日分）

午後3時47分 開 会

○議会事務局長（菅井百合子君） 皆様、お疲れさまでございます。

それでは、引き続き、決算審査特別委員会を開催いたします。

初めての委員会ですので、利府町議会委員会条例第7条第2項の規定によりまして、年長の鈴木忠美委員に臨時の委員長をお願いいたします。

鈴木委員、よろしくをお願いいたします。

〔臨時委員長 鈴木忠美君 登壇〕

○臨時委員長（鈴木忠美君） 鈴木忠美です。

規定によって、臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから決算審査特別委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席委員は17名です。

これより決算審査特別委員長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については臨時委員長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。

したがって、臨時委員長が指名することに決定しました。

委員長に伊勢英昭君を指名します。

お諮りします。ただいま指名した伊勢英昭君を委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました伊勢英昭君が委員長に当選されました。

令和元年9月決算審査特別委員会（9月19日木曜日分）

ただいま委員長に当選された伊勢英昭君が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって当選の告示をします。

委員長とかわります。

〔委員長 伊勢英昭君 登壇〕

○委員長（伊勢英昭君） ただいま決算審査特別委員長に選出されました伊勢英昭でございます。

委員各位の特段の御理解と御協力を賜り、委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより**決算審査特別委員会の副委員長の選挙**を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊勢英昭君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については委員長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊勢英昭君） 異議なしと認めます。

したがって委員長が指名することに決定しました。

副委員長に鈴木忠美君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました鈴木忠美君を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊勢英昭君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました鈴木忠美君が副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選された鈴木忠美君が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

次に、審査日程についてお諮りします。審査日程については、お配りしました審査日程表により進めたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

令和元年9月決算審査特別委員会（9月19日木曜日分）

○委員長（伊勢英昭君） 異議なしと認めます。したがって、審査日程についてはお配りしました審査日程表のとおり進めてまいります。

審査に入る前に申し上げます。

質疑に当たっては1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合には、質疑が一巡した後をお願いします。また、質疑の際は、わかりやすく簡潔にお願いします。さらに、質疑が重複しないよう、できるだけ関連質疑で対応するようお願いいたします。また、決算審査の趣旨を逸脱しないようをお願いします。

それでは、審査日程表により、**財務課の決算審査**を始めます。

財務課長より本日出席している説明員を紹介願います。財務課長。

○財務課長（後藤 仁君） 皆様、お疲れさまでございます。

それでは、財務課の本日出席している職員を順次御紹介いたします。

初めに、財政経営班の職員から紹介いたします。

財政経営班長の藤岡章夫です。（「藤岡です。どうぞよろしくお願いいたします」の声あり）

次に、主任主査の鈴木崇裕です。（「鈴木です。よろしくお願いいたします」の声あり）

続きまして、管財契約班の職員を紹介いたします。

管財契約班長の星 浩幸です。（「星です。よろしくお願いいたします」の声あり）

次に、主幹の加藤兼征です。（「加藤です。よろしくお願いいたします」の声あり）

次に、主幹の大和田浩史です。（「大和田です。よろしくお願いいたします」の声あり）

最後に、私、財務課長の後藤 仁です。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊勢英昭君） 次に、所管事項の内容の説明を願います。財務課長。

○財務課長（後藤 仁君） それでは、財務課所管の平成30年度決算の主な内容につきまして、歳入については決算書、歳出については主要な施策の成果に関する説明書により御説明いたします。

初めに歳入でございますが、決算書の26ページ、27ページをお開き願います。

11款地方交付税につきましては、収入済額12億6,013万2,000円で、前年度と比較し1億8,673万4,000円の減となっております。このうち1節の普通交付税につきましては7億7,133万8,000円で、算定の基礎となる基準財政需要額が増加したことなどから、前年度と比較し2,566万8,000円の増となっております。一方、2節特別交付税につきましては、震災復興事業の進展により震災復興特別交付税が減少したため4億8,879万4,000円となり、前年度から2億1,240万2,000

円の減となっております。

続きまして、40ページ、41ページをお開き願います。

17款2項1目1節土地売払収入につきましては、収入済額1億1,694万5,373円で、前年度と比較し大幅な増となっておりますが、このうち財務課所管としては1億934万2,375円で、宮城利府掖済会病院用地として普通財産を処分したことによる増でございます。

次に、18款1項1目1節一般寄附金につきましては、収入済額6,748万7,000円で、前年度と比較し3,309万2,000円の大幅な増となっております。

次に、19款2項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、収入済額3億1,832万8,000円で、さまざまな財源の確保と財源の調整に努めた結果、前年度と比較し3億8,460万4,794円の減となっております。

続きまして、42ページ、43ページをお開きください。

同じく3目1節公共施設整備基金繰入金につきましては4,658万8,000円で、前年度と比較し2億9,441万2,000円の大幅な減となっております。これは、利府小学校校舎建替え事業と文化複合施設整備事業に対する繰入額が減少したことによるものです。

同じく6目1節東日本大震災復興基金繰入金につきましては596万4,000円で、震災復興支援や再建事業への充当額が減少したことに伴いまして、前年度と比較し2,786万5,000円の減となっております。

次に、20款1項1目1節前年度繰越金につきましては15億6,082万1,457円で、平成29年度一般会計予算の執行残や繰越金は前年度と比較し3億9,622万1,288円の増となっております。

続きまして、44ページ、45ページをお開きください。

22款1項1目1節都市再生整備計画事業債につきましては2億3,800万円となっており、文化複合施設整備事業等の財源として借入れを行ったものでございます。

46ページ、47ページをお開きください。

同じく3目1節農林水産業施設整備事業債につきましては1,040万円となっており、菅谷字東谷地内水路改修事業の財源として借入れを行っております。

次の4目1節道路整備事業債1億2,790万円につきましては、高島交差点改良事業や町道沢乙1号線舗装補修事業などの町道整備事業の財源として借入れを行ったもので、前年度と比較いたしますと6,090万円の減となっております。同じく2節公園整備事業債1億7,530万円につきましては、中央公園野球場グラウンド改修事業の財源として借入れを行っております。

令和元年9月決算審査特別委員会（9月19日木曜日分）

同じく5目1節学校教育施設等整備事業債につきましては5億4,690万円で、前年度と比較し1億9,140万円の増となっており、利府小学校校舎建替え事業の財源として借り入れを行ったものです。

同じく6目1節臨時財政対策債については5億2,000万円で、前年度と比較し7,000万円の増となっております。これは、普通交付税の交付額の不足を補うため借り入れを行ったものです。

以上が歳入の概要でございます。

次に、歳出につきまして、主要な施策の成果に関する説明書により御説明申し上げます。

19ページをお開きください。

2款1項3目財産管理費でございますが、決算額は1億6,983万2,000円で、前年度と比較し567万円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、1の庁舎管理事業においては、15節工事請負費になりますが、庁舎の各種修繕工事が増加したこと、次、20ページになりますが、20ページの3公有財産管理事業においては、春日地内の普通財産において強風による倒木が発生し、その復旧工事等によるものでございます。

なお、財産管理費の経費の主な内容といたしましては、庁舎や財産、それから公用車の管理事業となっております。

21ページをごらんください。

4の入札及び契約事務事業でございますが、指名委員会の開催状況や指名業者数等につきましては記載のとおりとなっております。

次に、22ページをお開き願います。

2款1項4目の財政調整基金費につきましては、決算額202万2,000円で、財政調整基金及び減債基金の管理状況並びに現在高につきましては記載のとおりとなっております。

23ページをごらんください。

2款1項5目財政管理費につきましては決算額4億6,351万9,000円で、前年度と比較し3億3,709万6,000円の増となっております。増額の主な理由としましては、公共施設整備基金管理事業と、ふるさと応援寄附事業において積立金が増加したことによるものです。

24ページをお開き願います。

(5)の財政指標の状況でございますが、地方公共団体の財政上の能力を示す財政力指数につきましては0.85で、前年度から0.01ポイント増加しております。実質収支比率につきましては9.6%で、国庫支出金等の増に伴い前年度より0.9%増加しております。

令和元年9月決算審査特別委員会（9月19日木曜日分）

また、経常収支比率につきましては87.3%で、利府小学校校舎建替え事業など大規模事業の影響に伴いまして経常経費の割合が縮小したことから前年度より1.8%減少しております。

実質公債費比率及び将来負担比率につきましては、地方債現在高が増加したものの、充当可能となる基金が増加したことに伴いまして前年度よりそれぞれ記載のとおり減となっております。

25ページをごらんください。

5のふるさと応援寄附事業でございますが、町独自の返礼品等のサービスの充実やそれからPRに努めた結果、前年度から寄附件数及び寄附額が大幅に増加し、26ページ（3）の表のとおり403件、6,748万7,000円の決算額となっております。

次に、32ページをお開き願います。

2款1項8目町民交流館管理費でございますが、決算額12万9,000円で、前年度と比較し28万4,000円の減となっております。内容といたしましては、町民交流館の管理運営に要した経費となっております。

次に、223ページをお開きください。

12款公債費でございますが、決算額は12億2,423万7,000円で、前年度と比較し5,073万7,000円の減となっております。その主な理由といたしましては、平成4年度に借入れを行いました、しらかし台小学校・中学校の元金償還が終了したことなどによる減であります。各地方債の発行や償還の内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

なお、平成30年度末の一般会計における地方債残高は121億6,330万699円となっております。平成30年度発行額が元金償還額を上回ったことから、前年度末残高よりも4億7,788万4,158円増加しております。

以上が、平成30年度財務課関係の決算及び主要な施策の成果に関する説明でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長（伊勢英昭君） 内容の説明が終わりましたので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。4番西澤委員。

○西澤文久委員 20ページの18節備品購入費、車両用備品、ドライブレコーダーの件でちょっと伺います。これ何台分なのか、これをちょっとお聞きします。

○委員長（伊勢英昭君） 答弁願います。大和田主幹。

○財務課管財契約班主幹（大和田浩史君） 西澤委員の御質問にお答えいたします。

令和元年9月決算審査特別委員会（9月19日木曜日分）

寄贈いただいたプリウス1台分に備品としてつけたものであります。以上です。

○委員長（伊勢英昭君） 西澤委員。

○西澤文久委員 このドライブレコーダーというのは、テレビとかマスコミでいろいろ問題、あおり運転とかいろいろ事件がありますが、全車両というのは考えていないのでしょうか。

○委員長（伊勢英昭君） 後藤課長。

○財務課長（後藤 仁君） 西澤委員の再質問にお答えいたします。

リース車両、それから買い取り車両等々がございますが、必要性のほうは十分に理解しております。今後、検討させていただければというふうに思います。以上です。

○委員長（伊勢英昭君） ほかに。7番鈴木忠美委員。

○鈴木忠美委員 それでは、20ページの22節で、補償、賠償金、成果に関する説明書の20ページ、22節。ここで、公有自動車の事故にかかわる損害賠償2件とありましたけれども、いつどんなことだったのか、ちょっと中身を知りたいです。

それから、その下について3の公有財産管理事業の中で、13節の委託料で、旧浜田保育所敷地の除草、業務委託ということで、これはたしかあそこは閉所してから何年になるでしょう。今までもこの予算は使っていたのかどうか。除草ということで約9万何がし出していますけれども、閉所後、何か去年、前年度もなかったんですけれども、どういう形で、これ出しているのか、まず。

3つ目として、先ほど説明にあった春日地区の台風による倒木ということで、復旧工事費、倒れたらもちろん復旧というか工事にかかったと思います、540万。それに次ぐ賠償金というものもこれありますけれども、どれぐらいの倒木で、どういう賠償を、どういう関係で賠償になったか、その3つについてお伺いいたします。

○委員長（伊勢英昭君） 当局答弁願います。1点目、星班長。

○財務課管財契約班長（星 浩幸君） 鈴木忠美委員の御質問にお答えいたします。

まず、公用車の賠償金の件でございますが、こちらにつきましては、3月2日に青山すぎのこ保育園の駐車場において公用車を駐車した際、開いたドアが突風であおられて駐車しているほかの車に損害を与えた物損事故ということで、こちら修理代、あとは代車代ということでございます。

あと、もう一件につきましては、こちら9月5日に赤沼字須賀地内において工事確認のために現場脇の空き地に公用車を停車しようとしたところ、作業員及び擁壁に損害を与えた事故が

ございました。作業員2名についての負傷、治療費、慰謝料と擁壁修理代ということで、支出をしているところでございます。

あと、2点目の浜田保育所の除草につきましては、こちらにつきましては普通財産ということで管財契約班のほうに移管されたので、昨年草刈りを実施したというところでございます。

あと、3点目の倒木の補償金でございますが、こちらにつきましては、3名の方に損害賠償をしております。まず1点目が所有する資材等、こちらに損害を与えたということでございます。2点目は、車、こちら倒木によって車のほうに損害を与えたということでございます。3点目につきましては、こちらについての賠償につきましては、倉庫のほうに損害を与えたということで、損害賠償費を支払いをしてございます。以上でございます。

○委員長（伊勢英昭君） 再質問。7番鈴木忠美委員。

○鈴木忠美委員 今一番最初のすぎのこ保育園での突風によるドアがあいたことによって、相手の車ですか、それに傷つけたの賠償金とか、それから赤沼地区での事故、この賠償金というのは、常によく道路だので事故あったときに賠償金とかから出したやつあったでしょう。ああいう保険の掛け方というのはないんですか。まずそれが1つ。常にこういう事故に対する保険というのを掛けていなかったのかということ。

それから、次の浜田保育所については、これかわったということは、じゃ以前には担当課、これは所管がかわっていたということで、もう以前にも支払っているという解釈でよろしいんですね。

それから、その次の倒木関係による損害ということで、今車と倉庫と、あと一番最初の何と言ったんでしょう。車と、倉庫と……（「資材」の声あり）資材。（「例えば倉庫の中にあった資材とか、そういった材料でございます」の声あり）はい、はい。そういうふうな資材とか車とか、そういうのに対する賠償金ということで、百六十何万……、これは、ここについては、ここについては1つの件名とするの。倉庫とやったから倉庫の中にあった資材から、そのそばにあった車とか一緒に倒木あったということによって、そこに損害が出たということで、賠償したということですか。

○委員長（伊勢英昭君） 当局答弁。星班長。

○財務課管財契約班長（星 浩幸君） 1点目の自動車の損害賠償に係る件でございますが、こちらは保険を掛けておりますので、全額その損害賠償額については保険適用になって、町のほうに保険金が支払いされてございます。

令和元年9月決算審査特別委員会（9月19日木曜日分）

あと、2点目、管財契約班のほうに移管された後は草刈りは実施いたしましたが、それ以前については、ちょっとそこまでについては、前の管理者がどのような形でやっていたかというのは、ちょっとこちらでも把握しておりませんでしたので、ちょっとその回答は控えさせていただきますと思います。

あと、3点目の損害賠償につきましても、こちらも保険を掛けておりますので、こちらも全額保険適用になって町のほうに歳入として入って処理させていただいております。以上でございます。

○委員長（伊勢英昭君） 再々質問。7番鈴木忠美委員。

○鈴木忠美委員 そうすると、保険とか等々については、まず一旦は払ったと。あとは、保険会社から入るという認識でよろしいですね。よろしいんですね。

それと、それから今言った浜田保育所関係、担当課がかわったからわからないじゃなくて、やっぱり前年と比較したときは、かわったの出たときは、その辺のほうちょっと見てほしかったですね。やっぱり私たち、ここで資料で見る限りは、もうあそこ閉鎖してからしばらくになるの、どうなんだろうという思いがしたものですから質問したけれども、その辺のつながりは、いろいろ所管がかわったりしたときは、その辺のつながりというのはないんでしょうか、こういう資料をつくるときは。

○委員長（伊勢英昭君） 当局答弁。後藤課長。

○財務課長（後藤 仁君） 大変失礼いたしました。資料をつくる際には当然そういった調整のほうは行っているところでありますが、ただいまの件については後ほど調べてお答えをさせていただきます。以上です。

○委員長（伊勢英昭君） ほかに質疑ございませんか。6番坂本委員。

○坂本義也委員 先ほどの公有自動車の事故にかかわる損害賠償の件。その中で、その職員でしようけれども、ドライバーがさっき聞いた範囲ではいわば自身のミスで何か事故あったのも、それが町のほうから出ているのであれば、ちょっといかなものかなという感じはしたんですけども、その辺はどうなんですか。

○委員長（伊勢英昭君） 答弁。後藤課長。

○財務課長（後藤 仁君） 6番坂本委員の質問にお答えいたします。

当然、業務中の事故でございますので、その業務中における手当、災害等につく賠償金についても町のほうで当然責任を負うものだというふうに認識をしております。

令和元年9月決算審査特別委員会（9月19日木曜日分）

それから、公用車でございますので、こういったものを仮に個人のほうの責任という部分を強調しますと、なかなか公用車の運転の命令もできづらい、もしくは公用車を運転するというのもなかなか慎重に、もちろん今でも慎重にしているわけですが、こういったものが背景にあると業務のほうに支障があるというふうに思われますので、こういった業務中の損害賠償、それからけが、こういったものは全て保険、または公務災害、こういったもので対応することとしております。以上です。

○委員長（伊勢英昭君） 再質問。6番坂本委員。

○坂本義也委員 私のちょっと質問が舌足らずな面があるんですけども、当然今おっしゃったように全てドライバーの責任だというんじゃないくて、何らかの一部でも、例えば50万かかったら何ぼかという自己負担というのはあってしかるべきじゃないかなと、私は一町民としてそう思いますけれども、その点、いかがでしょうか。

○委員長（伊勢英昭君） 後藤課長。

○財務課長（後藤 仁君） 再質問にお答えいたします。

公務中の事故でございますので、あくまでも公務として、事業所として対応するというふうな考えでございます。以上です。

○委員長（伊勢英昭君） ほかに質疑。3番鈴木晴子委員。

○鈴木晴子委員 1点お伺いいたします。

26ページをお願いします。2款1項5目の財産管理費のふるさと応援寄附金の状況でございますが、商品の上位ナンバー3を件数とともに教えてください。

それから、この項目、寄附の使い道の項目の部分で、指定なしという部分が一番多くありました。240件、3,800万円ほど。こちらどのような割り振りをして事業に充てているのか、お伺いいたします。

○委員長（伊勢英昭君） 当局答弁。藤岡班長。

○財務課財政経営班長（藤岡章夫君） 鈴木晴子委員の御質問にお答えします。

ふるさと応援寄附金のランキングというか人気商品ということでございました。仙台箆笥、御存じのとおり樺産業さんで実施している、お願いしている仙台箆笥がやはり断トツの人気となっております。そのほかにも、宮城県産の金目鯛の姿煮のパックとかそういったもの、それから地元のやはり梨、あきづき関係、そういったものも人気となっております。

次に、指定なしの寄附金の使い道という状況でございますが、先ほど課長のほうからも説

令和元年9月決算審査特別委員会（9月19日木曜日分）

明あったとおり、現在、昨年度基金のほうに積立金、25ページの下のほうになりますけれども、4,000万円積み立てしておりますので、現在使い道について内部で検討しているということであります。以上です。

○委員長（伊勢英昭君） 再質問。3番鈴木委員。

○鈴木晴子委員 今、筆筒と、金目鯛と梨と伺ったんですけれども、済みません、ランキング的に何件、何件、何件というのがわかれば教えてください。

それから、今後検討するというごさいますが、やはり240件もはっきりとその事業に充てられないで寄附をされた方がいるというふうになっているのかなと思うと、その事業が魅力的な事業であればその人は選べたのではないかと。ふるさと応援寄附金の趣旨は、やはりその事業に対して魅力があるかどうかという部分も大事だと今言われているところのごさいますので、そのような部分を考えると、その事業に対して寄附をしてもらえような施策が必要なのではないかなというふうに思いますけれども、寄附をした方の意向に沿えるような内容に今後検討していったらというふうに考えますが、お伺いいたします。以上のごさいます。

○委員長（伊勢英昭君） 当局答弁。藤岡班長。

○財務課財政経営班長（藤岡章夫君） 鈴木晴子委員の再質問にお答えいたします。

具体的な件数ということでございました。仙台民芸の筆箱、文箱でございます。こちらが約35件、それから筆筒、文箱、20件、同じく、それから筆筒につきましてはさまざまな商品が項目ございまして、かなりの件数があります。寄附金の額に応じて大きさなども違ってございまして、選べるような形になってございまして、そちらのほうで約50件となっております。

それから、先ほど説明しました金目鯛の姿煮でございますが、75件、それから利府の梨のあきづきでございますが、昨年度は27件、仙台牛のステーキ肉2枚セット、こちらが34件、主なものにつきまして、大きいものについては以上のような内容となっております。

続きまして、ふるさと寄附金の使い道の指定についてでございますが、現在8項目、利府中央公園の整備、それから未来を担う子供たちのためなど8項目の使い道を選んでいただいて寄附をいただいております。委員さんのおっしゃるとおり、使い道についてもっとふやせるかどうか内部で検討を行いまして、寄附者の意向に沿って対応したいと考えております。以上です。

○委員長（伊勢英昭君） 後藤課長。

○財務課長（後藤 仁君） お答えいたします。

令和元年9月決算審査特別委員会（9月19日木曜日分）

補足しますと、実は、今、より目的がわかりやすい寄附の方法として、クラウドファンディング、ガバメントクラウドファンディング、以前委員のほうから御提案をいただいております。そちらのほうも検討をしている最中でございます。以上でございます。

○委員長（伊勢英昭君） ほかに質疑ございませんか。12番高久委員。

○高久時男委員 質問かぶるような部分あるんですけども、成果の20ページ、15節、この春日地内の復旧工事なんですけれども、これ3月までの補正に入っていないんですね。540万円という金額なんですけれども、いつごろ工事を行ったかが1点。

あと、22節で、この損害賠償金なんですけれども、12月の補正で239万2,000円、倒木事故ということで、伺っております。先ほどの答弁だと全額保険で賄ったということなんですけれども、金額的にちょっと合わない部分があるようなので、一体、この公用車の事故2件のそれぞれの賠償金額と、あと町有地の事故に関しては165万円がいいと思うんですけれども、その辺、教えていただきたいということです。

あと、26ページのこの予備費の流用ということで、ふるさと応援寄附金の委託で、82万3,000円、予備費を使っているわけなんですけれども、この5目に関しては、まだほかで例えば人件費等で残っている部分があるので、節間移動でもよかったんじゃないかなとちょっと疑問あったんですけれども、その辺、理由をよろしくお願いします。

○委員長（伊勢英昭君） 当局、答弁願います。大和田主幹。

○財務課管財契約班主幹（大和田浩史君） 高久委員の御質問にお答えいたします。

まず、15節工事請負費、春日の復旧工事なんですけれども、時期的なものは9月の下旬に工事を実施しております。

あと、22節賠償金につきましては、こちら保険のほうで全額賄っております。以上です。

○委員長（伊勢英昭君） 藤岡班長。

○財務課財政経営班長（藤岡章夫君） 高久委員の2番目の御質問にお答えします。

26ページの予備費の充用でございますが、ふるさと応援寄附金の業務委託料が、補正の締め切り後に寄附金が多く入ってきました。それに伴いまして補正に計上が間に合わずに、見込みよりも上回った寄附額があったということで、委託料が増加したため予備費で対応したものでございます。

なお、御質問の人件費につきましては、流用の制限がかけられてございますので、こういった形で予備費からの執行となったものでございます。以上です。

令和元年9月決算審査特別委員会（9月19日木曜日分）

○委員長（伊勢英昭君） 後藤課長。

○財務課長（後藤 仁君） 質問にお答えします。

先ほど予算の関係での話があったかと思います。工事費につきましては、21ページのほうを
ごらんになっていただきますと、予備費の充用という形で、546万5,000円を計上させていただ
いてございます。以上でございます。

○委員長（伊勢英昭君） 再質問。12番高久委員。

○高久時男委員 予備費の充当でもいいんですけれども、例えば今の答えだと、9月下旬にはも
う工事を行っているということですよ。22節のこの損害賠償金は補正で239万2,000円、12月
に補正で上がっているんです。ですから、この間の12月あたりに補正で上げてくるべきなんじ
ゃないかなと思っているんです。補正が、この工事費に関しては載っかっていないので、載っ
かっていませんよね、金額。工事請負費というのは15節なんだけれども、予算と補正を含めて
最終的な3月までの我々いただいている金額ですと、1,161万5,000円なんです、補正を含めて。
最終的な決算が1,701万1,000円なんです。ですから、これでいくと恐らくこの450万円が補正に
入っていない。最終的な決算にぶつかるということなので、だからその工事の時期、補正に間
に合わない時期だったのかなということなので聞いたんですけれども、今聞いたら9月下旬だった
ということなので、それで間に合うんじゃないかなということですよ。

○委員長（伊勢英昭君） 当局答弁。星班長。後藤課長。

○財務課長（後藤 仁君） お答えいたします。

工事の実施については、確かに9月なんですけど、この事案が発生したのが9月の最初でござ
いました。すぐに予算のほうを確保して発注をかけて準備等々を踏まえて9月下旬の工事とい
うふうな運びになっております。以上でございます。

○委員長（伊勢英昭君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊勢英昭君） 質疑がありませんので、以上で財務課の決算審査を終わります。

御苦労さまでした。

当局は退室願います。

ここで、暫時休憩します。再開は、16時40分とします。

午後4時35分 休 憩

令和元年9月決算審査特別委員会（9月19日木曜日分）

午後4時38分 再開

○委員長（伊勢英昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後5時を超えられると思いますので、本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長しますので、御了承願います。

審査日程表により**税務課の決算審査**を始めます。

税務課長より本日出席している説明員を紹介願います。税務課長。

○税務課長（折笠ゆき江君） 委員の皆様、お疲れさまでございます。

それでは、本日出席しております税務課職員の紹介をさせていただきます。

初めに、町民税班長兼固定資産税班長の**大谷浩貴**です。（「大谷です。よろしく願います」の声あり）

次に、町民税班の主幹の**加藤典子**です。（「加藤です。よろしく願います」の声あり）

同じく、主事の**山田真美**です。（「山田です。よろしく願います」の声あり）

続きまして、固定資産税班の職員を紹介いたします。

主任主査の**伊藤めぐみ**です。（「伊藤です。よろしく願います」の声あり）

同じく主査の**太田博昭**です。（「太田です。よろしく願います」の声あり）

最後に私、税務課長の**折笠ゆき江**です。どうぞよろしく願います。

○委員長（伊勢英昭君） 次に、所管事項の内容の説明を願います。税務課長。

○税務課長（折笠ゆき江君） それでは、税務課所管の平成30年度の決算の状況を御説明申し上げます。歳入につきましては決算書で、歳出につきましては主要な施策の成果に関する説明書にて御説明申し上げます。

初めに、歳入であります。決算書の22ページ、23ページをお開きください。

1款町税全体の調定額は48億1,791万4,423円で、前年度と比較し5,046万8,725円の減となっております。

次に、税目ごとに調定額で御説明してまいります。

1款1項1目個人町民税の現年度分につきましては19億4,792万9,301円で、前年度と比較し1,617万670円の増となっており、主な要因といたしまして、納税義務者の給与所得等の増によるものであります。

同じく2目法人町民税の現年度分につきましては3億1,482万3,400円で、前年度と比較して1,856万1,600円の減となっております。要因といたしましては、大口事業所の収益減によるも

のであります。

次に、2項1目固定資産税の現年度分につきましては20億8,744万7,400円で、前年度と比較して1,852万700円の減となっております。主な要因といたしまして、3年ごとに行う固定資産の評価がえによる家屋分の経年減価に伴う減でございます。

3項1目軽自動車税の現年度分につきましては8,568万6,100円で、前年度との比較で406万9,000円の増となっております。主な要因といたしまして登録台数の増によるものと、昨年度同様に平成28年度の税制改正により新税率が適用されたことに伴った増でございます。

4項1目市町村たばこ税につきましては2億6,111万6,034円ですが、近年の健康志向の高まりによりたばこの売り上げ減少で、前年度と比較し771万2,744円の減となっております。

5項1目入湯税につきましては、前年度とほぼ同額の24万2,850円となっております。

続きまして、26ページ、27ページをお開きください。

9款1項1目1節国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、前年度と同額の30万円となっております。

続きまして、38ページ、39ページをお開きください。

16款3項1目4節徴税费委託金については、県民税に係る県からの徴収委託金で、5,739万5,270円ではありますが、前年度と比較して119万450円の増となっております。要因といたしましては、県民税の増によるものです。

以上が歳入の概要でございます。

次に、歳出につきましては、主要な施策の成果に関する説明書により御説明申し上げます。

42ページをお開きください。

2款2項1目税務総務費でございますが、最終予算額1億764万6,000円に対し、決算額1億519万5,000円で、執行率は97.7%となっております。

初めに、1の町民諸税に要した経費について御説明申し上げます。決算額は1,538万8,748円となっており、前年度と比較しますと308万991円の減となっております。減額の主な理由といたしまして、(1)の歳出予算の執行状況にあります12節役務費において前年度より424万2,052円の減となっております。これにつきましては、平成29年度に行った事業所宛ての給与特別徴収の通知に個人番号の記載が義務づけられたことにより、郵便事故を防ぐために簡易書留郵便としておりましたが、平成30年度では国の通知により普通郵便での発送となったことにより229万8,382円の減となったこと、また電子申告に伴う回線使用料が基幹系システムの入れかえによ

り、その移行業者が回線使用のライセンスを有することから使用料の必要がなくなったことにより、194万4,000円の減額となったものです。

また、23節償還金利子及び割引料につきましては、町民税の還付金とその加算金で、1,183万9,028円となっており、前年度より117万1,896円の増となっております。これにつきましては、歳入と連動しており、法人町民税において大口事業所の収益減により確定申告での納付額が予定申告より減額となり、還付となった法人が多くなったことが主な要因となっております。

次に、（2）課税の状況等の①証明書発行件数でございますが、今年度合計で7,880通を交付しており、平成29年度より1,644通の減となっております。次に、②の町民税賦課状況につきましては、個人住民税の納税義務者数は、普通徴収で3,449人、特別徴収で1万4,582人となっております。前年度と比較して普通徴収で69人の増、特別徴収で49人の減となっております。

次に、43ページをごらんください。

2の固定資産税事業に要した経費について御説明申し上げます。決算額につきましては、1,120万3,278円となっており、前年度との比較では1,075万3,804円の減となっております。理由といたしまして、前年度で計上していた3年ごとに行う固定資産税の評価がえの事業が終わっているため、その事業費が13節の委託料で減額となっているためです。

また、23節償還金、利子及び割引料につきましては、263万8,700円となっており、前年度より203万5,900円の増となっております。理由といたしましては、非課税適用となる固定資産税の還付金とそれに伴う加算金が発生したことによるものです。

続きまして、（2）固定資産税賦課状況の②家屋総数につきましては1万3,513棟で、前年度と比較し109棟の増となっております。主に新築家屋の増によるものであります。

次に、（3）の軽自動車税賦課状況につきましては賦課物件の総数1万2,481台で、前年度と比較し98台の増となっております。

以上が、平成30年度税務課関係の決算及び主要な施策の成果に関する説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（伊勢英昭君） 内容の説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊勢英昭君） 質疑がございません。以上で税務課の決算審査を終わります。

御苦労さまでした。

令和元年9月決算審査特別委員会（9月19日木曜日分）

暫時お待ちください。そのままお待ちください。

引き続き、審査日程表により**収納対策室の決算審査**を始めます。

収納対策室長より本日出席している説明員を紹介願います。収納対策室長。

○収納対策室長兼収納整理班長（鈴木久仁子君） 皆様、大変お疲れさまでございます。

それでは、収納対策室の本日出席しております説明員を紹介いたします。

主査の蜂屋雄輔です。（「蜂屋です。よろしくお願いたします」の声あり）

主事の鎌田将吾です。（「鎌田です。よろしくお願いたします」の声あり）

最後に私、収納対策室長兼収納整理班長の鈴木久仁子です。よろしくお願いたします。

○委員長（伊勢英昭君） 次に、所管事項の内容の説明を願います。収納対策室長。

○収納対策室長兼収納整理班長（鈴木久仁子君） それでは、収納対策室所管の平成30年度決算の内容につきまして、主要な施策の成果に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の44ページをお開きください。

2款2項2目徴収費でございますが、決算額4,960万6,000円で、前年度と比較し825万3,000円の減となっております。減額の主な理由といたしましては、職員人件費の減によるものです。

1の収税業務事業及び2の徴収員経費につきましては、督促や催告に係る郵便料及び口座振替手数料並びに徴収員の人件費など、収納及び滞納整理に要した経費となっております。継続的に督促や催告、徴収員による徴収業務を実施し、収納率の向上に努めました。

3のコンビニ収納事業につきましては、平成30年度から介護保険料、後期高齢者医療費保険料のコンビニ納付を開始したことから、前年度と比較し、取扱件数1,611件増の5万776件、取扱金額は3,416万2,616円増の8億1,626万1,160円となっております。今後も、さらなる収納環境の整備に努めてまいります。

45ページをごらんください。

4の収納状況等につきましては、合計額をごらんください。現年の収納額合計につきましては、前年度比2,427万8,111円増の57億2,847万9,883円で、収納率は0.2ポイント増の98.6%となっております。不納欠損額の3万8,600円につきましては、法人の廃業に伴い固定資産税の徴収が不可能と判断し、即時欠損を行ったものであります。

続きまして、滞納の収納額合計につきましては前年度比3,502万9,224円減の9,354万1,387円で、収納率は3.8ポイント減の33.4%となっております。滞納分の収納額は、平成27年度をピークに減少傾向にあり、大口の滞納者が年々減少してきたことによるものと考えております。

令和元年9月決算審査特別委員会（9月19日木曜日分）

不納欠損につきましては、前年度比495万1,899円減の1,904万3,911円となっております。積極的な滞納整理を行ってきたことにより減少したものであります。

最後に、記載にはありませんが、平成29年度まで参加しておりました宮城県地方税滞納整理機構につきましては、平成30年度以降、分散型機構へ移行するなど大幅な制度の見直しがあり、また本町の滞納整理も整ってきたことから、平成29年度をもちまして派遣を終了しております。これまで機構への派遣により習得した技法を生かしながら、積極的な滞納整理に努めてまいります。

以上が、平成30年度収納対策室関係の主要な施策の成果に関する説明でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（伊勢英昭君） 内容の説明が終わりましたので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。1番今野委員。

○今野隆之委員 私のほうから3点お伺いしたいと思います。

44ページ、45ページ、参照願います。まず、1点目、収納率です。これ29年度と比較してポイントが上がったというふうなこと。それで、この数字だけ見るとちょっとわからないんですけども、県内の他市町村と比較してどんなものなのか、そこら辺、ちょっとお伺いします。

それと、2点目です。財産の差し押さえ、積極的にやっていると思いますが、件数、それと何を差し押さえたのか、そこら辺を教えてください。

それと、財産が見当たらないようなとき、例えば銀行調査して見当たらないようなとき、財産の搜索までやっているのかどうかです。それもお伺いします。

それと、不納欠損、現年度の理由についてはわかりましたけれども、滞納のほうの不納欠損の主な理由をお伺いします。

第3点目、非常勤職員2名在籍というふうなことですけれども、どのように活用されているのか、そこら辺のところをお伺いします。よろしく申し上げます。

○委員長（伊勢英昭君） 当局答弁願います。鈴木室長。

○収納対策室長兼収納整理班長（鈴木久仁子君） それでは、今野委員の質問にお答えいたします。

第1点の収納率の他市町村との比較ということで、ほぼ税金関係につきましては、そんなに差異がない状況での推移という形で考えております。

2点目の差し押さえの件数につきましては、差し押さえの平成30年度の実績としましては131

件の差し押さえを実施しております。滞納額につきましては、4,181万円に対して約1,509万円の取立金となっております。

内容につきましては、主に財産ではなくて預金の調査を行いまして、預金の差し押さえだったり、あとは給与の部分を差し押さえだったり、あとは自動車税の還付金ということで、県のほうから連絡が来ますので、そういった部分についてを町のほうの町税のほうに振り込みというか入れ込むという形の処理を行ったり、還付金の取り扱いをしたりとか、あと不動産については若干の差し押さえは行っておりますが、競売とかそういうことではなくて分納誓約ということで、納付のほうの勧奨ということで、不動産のほうの差し押さえを行っている方については月々納められる範囲内で納めていただいているというような状況になっております。

搜索のほうにつきましては、昨年度は実施していないというところになっております。ただ、物品ということで、着物のほうの提供がありましたので、インターネットのほうで公売ということで、何点か公売をかけて税金のほうに充てているという形のほうも実施しております。こちらにつきましては、滞納者のほうから提供ということで、いただきましたので、うちのほうで公売かけさせていただいたというような状況になってございます。

不納欠損につきましては、地方税に基づく5年の時効ということでの欠損や、あとは執行停止、やはりいろいろな財産調査とかさまざまな御本人さんのところの状況を調査しまして執行停止をかけまして時限が来たということでの不納欠損という形で処理させていただいております。

また、即時欠損している部分につきましては、会社の倒産ということで、2社ほど即時欠損ということで、対応させていただいております。

以上です。よろしくお願いいたします。

済みません、最後の非常勤の徴収員さんにつきましては、主に滞納者分納とか、あとはそういった方たちの訪問徴収をしていただくほか、あとは現年度分のほうの納付のほうに力を入れておりまして、新たな滞納者をつくらないということで取り組んでおりますので、おくれる方につきましては、ちょっと訪問していただいておりますので、お声かけをしていただいております。あとは郵便が届かないで戻ってきた方については、現場のほうのアパートだったり、そこに居住しているかとか、そういったところの調査のほうもあわせて協力いただいております。以上です。

○委員長（伊勢英昭君） 再質問。1番今野委員。

令和元年9月決算審査特別委員会（9月19日木曜日分）

○今野隆之委員 2点目の財産の差し押さえということで、預金とかあと給与、自動車税の還付金というふうなことなんですけれども、動産の差し押さえはやったのか、今までやったことがあるのか。それと、今後やる予定があるのか。今、公売はヤフー等のインターネット公売なんかでできると思いますけれども、1件何か着物をネット公売に出したというんですけれども、それは売れたのかどうか。

それと、3点目です。非常勤職員の活用というふうなことで、納付勧奨とかそういったことをやられているということをお伺いしましたけれども、例えば差し押さえとかそういったことまでは非常勤職員さんにはできないものなのか、そこら辺のところ、お伺いいたします。以上です。

○委員長（伊勢英昭君） 当局答弁願います。鎌田主事。

○収納対策室収納整理班主事（鎌田将吾君） 1番今野委員にお答えいたします。

3の差し押さえについてですが、着物は、着物の訪問着やはかま生地などを差し押さえということで、実施していきまして、昨年度は延べ4回インターネット公売のほうに出品しております。その中で、入札が入らなかつたりして次回に回したものもあって合計6点出品しております。その中で3点が売却決まって、税金のほうに売却決まって充当しております。以上です。

○委員長（伊勢英昭君） もう一点。鈴木室長。

○収納対策室長兼収納整理班長（鈴木久仁子君） 不動産の差し押さえ件数につきましては、平成30年度で6件行ってはいますが、こちらについては競売とかかけるのではなくて、一応登記上の差し押さえという形にさせていただいて、先ほども話したとおり、この方につきましては分納ということで、今計画的に納付につながっているところです。

動産につきましては、今お話ししました着物……。 （「例えば車とか押さえる、そういう考えがあるのかどうかということ」の声あり）車については、今現在はうちのほうではまだやっていないというところです。ただ、会社関係であれば、やはり動産ということで、不動産も押さえられなければ、工場の機械とかそういったものについては、今後差し押さえという形では検討していかなくちゃいけないのかなというふうに考えているところです。以上です。

○委員長（伊勢英昭君） よろしいですか。ほかに質疑……。答弁漏れ。はい。蜂屋主査。

○収納対策室収納整理班主査（蜂屋雄輔君） 再質問にお答えいたします。

非常勤職員徴収員の権限についてでございますけれども、徴税吏員証のほうはお渡しはしておりますが、実際のところ徴収員に差し押さえですとかそういった滞納処分のほうはさせては

令和元年9月決算審査特別委員会（9月19日木曜日分）

おりません。職員のほうでやっているような状況でございます。以上でございます。

○委員長（伊勢英昭君） ほかに質疑ございませんか。9番安田委員。

○安田知己委員 45ページ、収納状況のところをちょっと見ていただきたいんですけども、先ほど131件の差し押さえをしたという話を聞きました。滞納のところを見ると、いつも国民健康保険税ではやっぱり1,000万円ぐらい不納欠損額が出ているんですよね、毎年こういうのは。やっぱり国保というのは私たちの中では結構支払いが大変だという声が上がってきているんですけども、どうなんでしょう。この131件の差し押さえの中で、国保の滞納のために差し押さえられてしまったという方はいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（伊勢英昭君） 当局答弁。鈴木室長。

○収納対策室長兼収納整理班長（鈴木久仁子君） 安田委員の御質問にお答えいたします。

差し押さえの中には、滞納者の方、国保税だけの滞納という方はなかなかなくて、やはり普通町県民税だとか、国保とか、軽自動車とかということで、町税に多岐にわたっての部分が大きいのかなというふうに考えております。

それで、国保だけの差し押さえという形での、済みません、今の件数的には把握していない状況でございます。以上です。

○委員長（伊勢英昭君） 再質問。9番安田委員。

○安田知己委員 いろいろ国保も払えない人は町民税とかそういうのも払えなくて滞納しているんだということだと思うんですけども、じゃ例えば国保税というのは滞納しちゃうと資格証明書とか短期保険証になりますよね。どうなんでしょう。その辺を踏まえて把握はしているのでしょうかね。複数滞納しているけれども、結局発行しなければだめですよ、国保の保険証が無保険にならないように。そういったものというのは的確に判断して無保険にならないようにしっかりとやっているということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（伊勢英昭君） 当局答弁。鈴木室長。

○収納対策室長兼収納整理班長（鈴木久仁子君） 安田委員の再質問にお答えいたします。

国保につきましては、短期証ということで、1年以上納めない方につきましては、納付相談に、納税相談にするようにということで、お知らせをしています。ただ単に納めないから保険証を発行しないということではなくてきちんと納付相談に来ていただきながら保険証のほうの発行という形で対応させていただいているところです。

○委員長（伊勢英昭君） ほかに質疑ございませんか。

令和元年9月決算審査特別委員会（9月19日木曜日分）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊勢英昭君） ほかに質疑がありませんので、以上で収納対策室の決算審査を終わります。

御苦労さまでした。

当局は退席願います。

それでは、最終日に総括して質疑する事項の取りまとめ及び現地調査箇所の選定を行います。

質疑あるいは御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊勢英昭君） 総括質疑及び現地調査がないようですので、これで本日の決算審査特別委員会を散会いたします。

なお、明日は午前9時30分から特別委員会を再開しますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

午後5時13分 散 会

上記会議の経過は、事務局長菅井百合子が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和元年9月19日

臨時委員長

委員長